

平成30年第6回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年6月25日

開会

日程第1 平成30年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第7号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示について

日程第4 報告第8号 瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の一部を改正する告
示について

日程第5 報告第9号 瑞穂市文化財保護事業補助金交付要綱の制定について

日程第6 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

日程第7 議案第30号 瑞穂市教育委員会広告掲載要綱の制定について

日程第8 教育長の報告

日程第9 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成30年7月31日（ ）午 時 分から

閉会

報告第 7 号

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

平成 30 年 6 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

保育所、幼稚園及び小中学校の保護者が開設する家庭教育学級及び和宮遺跡保存会等の伝統文化保護団体等への補助について、補助の目的等を明確にするために改正を行うもの。

瑞穂市告示第 1 2 8 号

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 8 日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成２２年瑞穂市告示第１４４号）の一部を次のように改正する。

別表生涯学習地域振興組織補助の項の次に次のように加える。

家庭教育学級補助	家庭教育の充実に要する 経費	１学級につき 50,000 円 以内
伝統文化保護伝承 事業補助	伝統文化の保護及び伝承 に寄与する事業に要する 経費	市長が必要と認める額

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）新旧対照表

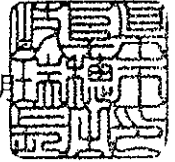
改正後（案）			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
補助事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業	補助対象経費	補助金の額
生涯学習地域振興組織補助	各小学校区の体育、文化、福祉、保健その他生涯学習の推進を図るための諸事業に要する経費	15,000,000円以内	生涯学習地域振興組織補助	各小学校区の体育、文化、福祉、保健その他生涯学習の推進を図るための諸事業に要する経費	15,000,000円以内
家庭教育学級補助	家庭教育の充実に要する経費	1学級につき50,000円以内			
伝統文化保護伝承事業補助	伝統文化の保護及び伝承に寄与する事業に要する経費	市長が必要と認める額			
その他の補助事業	市長が特に必要と認める事業	市長が必要と認める額	その他の補助事業	市長が特に必要と認める事業	市長が必要と認める額

瑞穂市告示第128号

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月18日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明



報告第 8 号

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の一部を改正する告示について、瑞穂市教育委員会へ報告する。

平成 3 0 年 6 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

保育所、幼稚園及び小中学校の保護者が開設する家庭教育学級及び和宮遺跡保存会等の伝統文化保護団体等への補助金交付について、補助対象事業として補助目的等を明確にするために改正を行うもの。

瑞穂市告示第 1 2 9 号

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 8 日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱（平成２７年瑞穂市告示第６８号）の一部を次のように改正する。

第１２条を第１４条とし、第１１条を第１３条とする。

第１０条第２項中「又は女性の会」を「、女性の会、学級又は伝統文化団体」に改め、同条を第１２条とする。

第９条を第１１条とする。

第８条第１項中「又は第６条に規定する女性の会補助」を「、第６条に規定する女性の会補助、第７条に規定する家庭教育学級補助又は第８条に規定する伝統文化保護伝承事業補助」に改め、同条第２項第４号中「第１０条及び第１１条」を「第１２条及び第１３条」に、「又は女性の会」を「、女性の会、学級又は伝統文化団体」に改め、同条を第１０条とする。

第７条を第９条とし、第６条の次に次の２条を加える。

（家庭教育学級補助対象事業）

第７条 要綱別表に規定する家庭教育学級補助の補助事業は、家庭教育の充実を図るため、保育所、幼稚園、小学校又は中学校の保護者が開設する家庭教育学級（以下「学級」という。）が実施する事業であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- （１）家庭教育の推進に関する学習会等を企画し、実施する事業
- （２）家庭教育に関し計画的、継続的かつ集団的に活動を行う事業
- （３）前２号に定めるもののほか、家庭教育の充実に必要な事業

（伝統文化保護伝承事業補助対象事業）

第８条 要綱別表に規定する伝統文化保護伝承事業補助の補助事業は、伝統文化の保護及び伝承に寄与する事業を実施する団体（以下「伝統文化団体」という。）が実施する事業であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- （１）伝統文化の保護伝承活動等に関する事業
- （２）伝承者の養成等に関する事業
- （３）前２号に定めるもののほか、伝統文化の保護伝承に必要な事業

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市文化協会補助金等交付要

綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱（平成27年瑞穂市告示第68号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>（家庭教育学級補助対象事業）</u> <u>第7条 要綱別表に規定する家庭教育学級補助の補助事業は、家庭教育の充実を図るため、保育所、幼稚園、小学校又は中学校の保護者が開設する家庭教育学級（以下「学級」という。）が実施する事業であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。</u> <u>（1） 家庭教育の推進に関する学習会等を企画し、実施する事業</u> <u>（2） 家庭教育に関し計画的、継続的かつ集団的に活動を行う事業</u> <u>（3） 前2号に定めるもののほか。家庭教育の充実に必要な事業</u> <u>（伝統文化保護伝承事業補助対象事業）</u> <u>第8条 要綱別表に規定する伝統文化保護伝承事業補助の補助事業は、伝統文化の保護及び伝承に寄与する事業を実施する団体（以下「伝統文化団体」という。）が実施する事業であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。</u> <u>（1）伝統文化の保護伝承活動等に関する事業</u> <u>（2）伝承者の養成等に関する事業</u> <u>（3）前2号に定めるもののほか、伝統文化の保護伝承に必要な事業</u> （補助事業の対象としないもの） <u>第9条 略</u>	<u>第7条 略</u>

(補助対象経費)

第10条 第2条に規定する文化協会補助、第3条に規定するPTA連合会補助、第4条に規定する子ども会補助、第5条に規定するジュニア（少年）リーダー活動補助、第6条に規定する女性の会補助、第7条に規定する家庭教育学級補助又は第8条に規定する伝統文化保護伝承事業補助（以下「この告示による補助事業」という。）における要綱別表で規定する補助対象経費は、市長が必要であると認めるものとする。

2 略

(1)～(3) 略

(4) 協会、連合会（第3条第5号に規定する広域で構成するPTA連合会を含む。以下第12条及び第13条において同じ。）、協議会（第4条第5号に規定する県域その他広域で構成する子ども会育成協議会を含む。以下第12条及び第13条において同じ。）、委員会（第5条第3号に規定する県域その他広域で構成するジュニア（少年）リーダーを育成するための研修会。以下第12条及び第13条において同じ。）、女性の会、学級又は伝統文化団体が支払った事を明確にすることの出来ない経費

(5)～(6) 略

(交付申請の添付書類)

第11条 略

第12条 略

2 前項により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件を協

(補助対象経費)

第8条 第2条に規定する文化協会補助、第3条に規定するPTA連合会補助、第4条に規定する子ども会補助、第5条に規定するジュニア（少年）リーダー活動補助又は第6条に規定する女性の会補助

（以下「この告示による補助事業」という。）における要綱別表で規定する補助対象経費は、市長が必要であると認めるものとする。

2 略

(1)～(3) 略

(4) 協会、連合会（第3条第5号に規定する広域で構成するPTA連合会を含む。以下第10条及び第11条において同じ。）、協議会（第4条第5号に規定する県域その他広域で構成する子ども会育成協議会を含む。以下第10条及び第11条において同じ。）、委員会（第5条第3号に規定する県域その他広域で構成するジュニア（少年）リーダーを育成するための研修会。以下第10条及び第11条において同じ。）又は女性の会 _____ が支払った事を明確にすることの出来ない経費

(5)～(6) 略

(交付申請の添付書類)

第9条 略

第10条 略

2 前項により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件を協

会、連合会、協議会、委員会、女性の会、学級又は伝統文化団体（以下「協会等」という。）へ通知するものとする。

3 略

（補助金の清算）

第13条 略

（その他）

第14条 略

会、連合会、協議会、委員会又は女性の会（以下「協会等」という。）へ通知するものとする。

3 略

（補助金の清算）

第11条 略

（その他）

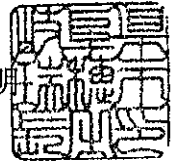
第12条 略

瑞穂市告示第129号

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月18日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明



報告第 9 号

瑞穂市文化財保護事業補助金交付要綱を制定する告示について

瑞穂市文化財保護事業補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成 30 年 6 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

文化財保護事業への補助金交付に係り、必要な事項を定めるため制定するものの。

瑞穂市文化財保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号。以下「県条例」という。）及び瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号。以下「市条例」という。）の規定に基づき、文化財の管理、修理、修景又は復旧（以下「文化財の保存」という。）その他文化財の保存に要する経費に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）について、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、文化財の保存及び活用を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費で、その合計額が10万円以上のものとする。

- (1) 有形文化財 管理（防災設備及び環境整備に必要な施設の整備又は設置を含む。）、修理、復旧、公開及び設計管理
- (2) 民俗文化財 修理、補充その他保存に要する経費
- (3) 史跡名勝天然記念物 管理、修理及び治療、復旧並びに公開

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 法の規定により指定又は登録した文化財 当該経費から国庫補助金を差引いた額の3分の1に相当する額
- (2) 県条例の規定により指定した文化財 当該経費の4分の3に相当する額
- (3) 市条例の規定により指定した文化財 当該経費の2分の1以内に相当する額

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1号に定める事業計画書の様式は、様式第1号とする。

2 規則第4条第2号に定める収支予算書の様式は、様式第2号とする。

(実施報告)

第5条 補助事業者は、補助事業実施報告書を補助事業が完了した日の翌日から起算して1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第9条第2号に定める収支決算書の様式は、様式第3号とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

事 業 計 画 書

1 文化財の名称		
2 文化財の種類		
3 文化財の所有者、指定管理者、保持者等	住所又は事務所の所在地	
	氏名又は名称	
4 事業の名称		
5 事業の目的及び内容		
6 事業費の総額		円
7 市補助金		円
8 事業経費の区分	主たる事業費	円
	附 帯 工 事 費	円
	その他の経費	円
9 直営請負の区分		直営・一部請負・全部請負
10 事業着手予定日		年 月 日
11 事業完了予定日		年 月 日
12 その他参考となる事項		

注1 工事設計書、実施明細書及び関係図面を添付すること。

2 第 2 条各号に規定する補助対象事業ごとに事業計画書を作成すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

収 支 予 算 書

収 入

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金					
地元負担金					
そ の 他					
計					

支 出

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	減	
計					

様式第 3 号（第 5 条関係）

収 支 決 算 書

収 入

（単位：円）

区 分	本 年 度 決 算 額	前 年 度 決 算 額	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金					
地元負担金					
そ の 他					
計					

支 出

（単位：円）

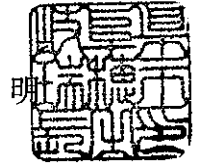
区 分	本 年 度 決 算 額	前 年 度 決 算 額	比 較		備 考
			増	減	
計					

瑞穂市告示第127号

瑞穂市文化財保護事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年6月18日

瑞穂市長 棚 橋 敏



議案第 29 号

瑞穂市教育支援委員の委嘱について

瑞穂市教育支援委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

瑞穂市教育支援委員名簿

	氏 名	勤務地	任期	備考(該当条項)
1	なかしま子どもクリニック院長 中島 俊彦	なかしま子どもクリニック	H30.4.1～H31.3.31	学校医
2	生津小学校長 棚橋 剛	生津小学校	H30.4.1～H31.3.31	小学校長代表
3	穂積北中学校長 杉村 慶二	穂積北中学校	H30.4.1～H31.3.31	中学校長代表
4	岐阜聖徳学園大学教育学部教授 安田 和夫	岐阜聖徳学園大学教育学部	H30.4.1～H31.3.31	識見を有する者
5	もとす広域連合幼児療育センター施設長補佐 武内 由美	もとす広域連合幼児療育センター	H30.4.1～H31.3.31	識見を有する者
6	岐阜本巣特別支援学校 吉田 孝弘	岐阜本巣特別支援学校	H30.4.1～H31.3.31	特別支援教育担当者
7	南小学校 大野 清貴	南小学校	H30.4.1～H31.3.31	特別支援教育担当者
8	穂積小学校 高田 靖子	穂積小学校	H30.4.1～H31.3.31	特別支援教育担当者

議案第 30 号

瑞穂市教育委員会広告掲載要綱の制定について

瑞穂市教育委員会広告掲載要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成30年6月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育委員会が管理及び執行する事務に関する広告掲載について、掲載する広告の範囲及び広告を掲載できる業種又は事業者等を定めるため制定するもの。

瑞穂市教育委員会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し民間企業等の広告を掲載又は掲出することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(市長部局の例)

第2条 瑞穂市教育委員会が管理及び執行する事務に関する広告掲載については、瑞穂市広告掲載要綱（平成22年瑞穂市告示第121号）の例による。

2 前項の場合において、「副市長」とあるのは「教育長」と、「部長職」とあるのは「教育次長」と、「企画部長」とあるのは「教育次長」と、「総合政策課長」とあるのは「教育委員会事務局課長職」と、「総合政策課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。